

政策資料

11

1996 NO.362

POLICY AND LEGISLATION

■卷頭言

第三極結集への英知を 及川一夫

■特 集

1996年衆院総選挙政策

■資 料

NPO法案（仮称）の要旨

「政策資料」

休刊のお知らせ

長い間「政策資料」をご購読いただき、深く感謝いたします。

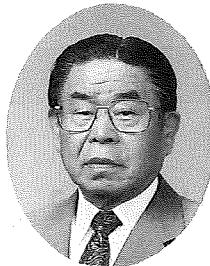
みなさまご承知のとおり、先の総選挙の結果、社会民主党をめぐる情況は激変し、これを受けて「政策資料」のあり方にも抜本的な検討を加えることといたしました。このため、暫くの間休刊させていただきます。再刊の際、必ずお知らせしますので、その節は何とぞよろしくお願いします。

なお、購読料は前納のため、過払いが生じますが、ご請求いただければ過払い分を清算します。

ご請求のない場合は、党へのカンパとさせていただきます。

政策審議会事務局長

河野道夫（新任）



第三極結集への英知を

及川一夫
政策審議会副会長

参議院社会民主党・護憲連合の政策審議会長に指名された翌日、本誌卷頭言の執筆を求められた。平常なら政治家としていくつか抱えている課題から、一つ二つ選択し、みずから問題意識と責任に基づいて提言することになる。

しかし、なにしろ非常時である。今回の総選挙で一定の落ち込みが予想されたとはいえ、これはどの惨敗は、正直言って屈辱的であった。「歴史的役割は終わった」と、他人に評されると、内心忸怩たる思いにかられつつも何くそと思ってしまう。多くの古参党员の思いでもあるはずだ。

しかし、現実は現実である。かつて衆議院で170名に達するかという議席を得た政治集団が、15名に落ち込んだ意味はただならぬものがある。（きのうまでの共産党の境遇を考えればよい）

①単独での法案提出権がない ②質問時間は大幅に減る ③予算委員会の「委員長ポスト」はおろか、委員数はわずか2名 ④各委員会の理事の割り当てもなく、委員を出せない委員会も出てくる ⑤議院運営委員会でも理事を出せないので、決定事項に従うはかない。

これでは衆議院の勢力だけで、政治的影響力を發揮することはきわめてむずかしい。参議院で得ている第三党、30余名の勢力をテコとしなければ、法案修正一つできないはずである。

社会党から社民党へと続いた国民の指示と

信頼がこのように落ち込むきっかけは何であったか。それは自民政権の崩壊から始まる。非自民の細川内閣への参加、羽田内閣の成立と連立からの離脱、そして自社さ連立政権への流れを、改めて総括しなければならない。細川政権では、まだ辛うじて非自民の大義名分と主体性が確保されていた。これに対し、自社さ政権は、結果論と言えるかも知れないが、政権離れで氣息奄々だった自民党を“死の谷”から救い出し、党自らは主体性（基本理念）を返上する役割を演じたのではなかったか。いまだに、選挙応援で各地を回ると、基本政策を変えた理由がわからない、説明が不十分だという批判を聞く。少なくとも変更の手続きには、必要かつ十分に条件が満たされていたのであろうか。この疑問を避けては通れないと信ずる。

参院で中政党、衆院で小政党という立場になったが、もちろん政策決定への影響力がゼロになったわけではない。「閣外協力」というスタンスで、与党的立場ではあるが野党的主張もする緊張感のある関係を、自民党との間に確立して行けばよい。

今日の混乱は、社民党的に言えば、新党づくりに失敗したために発生しているが、第三極（第一極に成長可能な）を結集する目標 자체を取り下げる必要はない。第三極がバラバラであって良いことは一つもない。大同団結のタイミング、手続きなどを見極めながら、英知をしぼっていかねばならない。

（おいかわかずお・参議院議員）

政策資料 11

1996年 No. 3 6 2

卷頭言	第三極結集への英知を	及川一夫	1
特 集	1996年衆議院議員総選挙政策		
	'96 総選挙政策大綱	社会民主党	4
	「アジア共通の家」の大きな構想を		
	幹事長 伊藤 茂	12	
	市民との固い絆を結び直すために 党首 土井たか子	13	
	行政改革のための「国民公聴会」の開催を		
	幹事長 伊藤 茂	15	
	檄 — 社民党の再生かけ、渾身の力を振りしぶろう —		
	全国在京幹部会	17	
核兵器の廃絶に向けたとりくみの提唱			
党首 土井たか子	18		
農業関連公約実現のために選挙後各党の			
話し合いの場を設けよう	幹事長 伊藤 茂	19	
投票日にあたって（声明）	社会民主党	20	
総選挙結果について（声明）	"	21	

資	料	N P O法案（市民活動促進法案）に関する合意事項	
		与党政策調整会議	22
	・市民活動促進法案（仮称）の要旨		23
	商品ファンド最低販売単位の引下げについて（案）		
	与党商工調整会議		25
	〃　問題について　社民党商工部会		26
	国家公務員法の一部を改正する法律案要綱・提案理由		
	与党政策調整会議		27
	地方公務員法の一部を改正する法律案要綱・提案理由		
	与党政策調整会議		28
	大蔵省改革についての報告	与党大蔵省改革PT	30
	土井党首の就任経過		33

1996年衆院総選挙政策

1996・9・24

'96総選挙政策大綱

社会民主党

I 決意 — 5つの目標

新しい選挙制度による初の総選挙が行なわれます。社会民主党は、〈そうだ、社民で行こう〉〈新たなる躍動、社民党〉〈今、社民党にしかできないこと〉をスローガンに掲げ、この総選挙を全力をあげてたたかいます。

社民党は、21世紀日本へ向けた「新しい政策目標」を提起し、着実にその実現をめざします。平和憲法の理念で、新しい日本を築く動かざる初心のもとに、鮮明な歴史の反省に立って、アジアに「平和なテーブル」を創り出し、また、官僚行政から市民主権、市民の連帯・共生の時代をめざす大胆な改革を進め、安心できる福祉社会を築いていきます。

社民党は、村山連立政権の成果を訴え、引き続き公的介護保険制度の創設や大蔵改革などに取り組み、癒着構造の復活や改革の停滞、保守政治への回帰、保守単独政権・保保連立政権を許しません。

社民党は、この決意のもとに、次の「5つの政策目標」と「12の重点政策」を明らかにし、これを選挙公約とします。

1 憲法の精神を尊重、歴史の反省と教訓を踏まえた安全保障で、平和な日本と世界を

創ります。

- 2 政官業の癒着を打破する抜本的行政改革で、簡素で効率的な政府と豊かな自治を創ります。
- 3 競争効果を引き出し、環境、安全、雇用を重視した経済構造改革で、豊かな生活を創ります。
- 4 税と財政を抜本的に見直す財政構造改革で、質の高い福祉社会を創ります。
- 5 人間の尊厳と人権を守り、人に優しく、思いやりのある男女共生社会を創ります。

II 改革 — 12の重点政策

1 行政改革 — 官権行政から分権行政へ

行政規制の緩和と中央省庁の再編・効率化、地方への権限移譲、情報公開を進め、簡素で効率的な政府と住民参加による活力ある豊かな自治を実現します。

- ① 地方分権と規制緩和を推進し、中央政府の役割を縮小します。縦割り行政によるムダを排除し、国民のニーズの変化に対応す

るため、中央省庁や特殊法人を再編し、簡素で効率的な政府を実現します。

- ② 国から地方への権限移譲、機関委任事務の廃止、国の関与の縮小など地方分権を推進し、国と地方の税財源の再配分を行ないます。また、住民参加を進め、福祉・文化の充実をめざします。
- ③ 社会経済の成熟化に伴い、必要性の薄れた公的規制の抜本的見直しを進めます。官・業の癒着の温床である経済的規制は原則廃止するとともに、社会的規制は、安全性や弱者保護等に配慮しつつ見直します。
- ④ 行政をガラス張りにし、国民が直接監視したり参加できるよう、「情報公開法」を早期に制定します。審議会は、行政判断に多大な影響を与えており、その公開や委員の公正な選出など運営の改善を図ります。
- ⑤ 政治による行政のコントロールを強化するため、首相の権限を強化し、官邸に調整機能を集約します。閣外担当大臣を各省庁に複数配置してその担当分野に関する監督責任を明確にします。
- ⑥ 省庁別採用や試験区分の見直しを進め、省庁間移動を進め、能力に応じた弾力的な幹部登用を図ります。また、天下り規制を強化します。
- ⑦ 金融の自由化・国際化の時代にふさわしい金融行政の改革（行政指導の簡素化、金融検査の厳正化、自己責任原則の確立等）を進め、金融関係局の統合、日本銀行の独立性強化、金融検査の分離、予算編成システムの改革等の大蔵改革を行ないます。

2 政治改革 — 不信から信頼へ

官政業の癒着を打破するとともに、国会の調査・立法機能を強化し国民に開かれた国会、国会議員主導の政治を実現し、18歳選挙権、国民投票制度の導入を図り

ます。

- ① 国会審議をガラス張りにする国会テレビ放送の実施、政策決定を官主導から政治主導へ転換する議員立法と国政調査の活性化、行政の監視とチェック機能充実など国会改革を実行します。
- ② 連帯型社会を担う主役であるN P O／N G Oなど自立した市民活動の発展を促すための、市民活動促進法（N P O法）の早期制定や税制優遇など公的支援を図ります。
- ③ 国論を二分する重要課題について、国会が国民の意思を反映した政策判断を行なうことができるよう、国民投票制度などの新たな仕組みをつくります。
- ④ 各種選挙権の18歳への引き下げ、在外邦人の国政選挙における投票機会の実現、在日外国人の地方選挙権の実現など、政治への参加の機会を拡大します。
- ⑤ 企業・団体献金の全面禁止（とりわけ銀行献金の禁止）をはじめとした政治資金の規制をさらに徹底します。

3 財政構造改革 — 不公平から公平へ

財政構造改革中期計画を策定し、生活重視型財政支出構造への転換を図るとともに、消費税をさらに改革し、「公平番号制」を導入して、公平・公正で安定した税制を確立します。

- ① 赤字公債、隠れ借金の解消をめざす財政構造改革中期計画を策定し、21世紀初頭に財政赤字を脱却する財政構造改革を断行します。次世代にツケを残すような安易な建設公債の発行（60年償還ルール等）を見直します。

- ② 硬直化した公共事業費や補助金、防衛費の聖域視などを抜本的に見直し、生活重視の財政支出構造へ抜本的転換を図ります。
- ③ 消費税のさらなる改革を図り、逆進性の緩和（最低生活費の消費税の還付等）、福祉優先の使途の一層の明確化、益税の解消（免税点の適正化等）、インボイス方式の導入を図ります。
- ④ 勤労所得と「不労所得（資産性所得）」の課税のアンバランス解消のため、「公平番号制度（納税者番号制度）」の導入を目指し、総合課税化を実現します。
- ⑤ 税の国際的バランスと安定的経済成長を維持していくために、租税特別措置、各種引当金やフリンジベネフィット（付加給付）等によって生じている歪みを是正する方向で課税ベースの拡大を進めつつ、法人税の見直を図ります。
- ⑥ 土地基本法の理念を踏まえた現行土地税制の原則は堅持します。国民の資産形成を促進するための取得課税の軽減と保有課税の強化を行ないます。固定資産税の歪みを是正するとともに、事業用途と生活用途の区分による見直しを行ないます。

4 産業・経済構造改革 — 平成不況から安定成長へ

経済分野の規制緩和を進め、開かれた市場をつくり、公正かつ自由な競争を一層促進し、新産業を育成するとともに、「新農業基本法」を制定し、環境にやさしい安全なエネルギーへの転換を図ります。

- ① 経済分野の規制緩和を進めます。他方、談合・カルテル体質の改善、中小事業者への不利益の強制などの不公正な取引の取り

- 締まり、開かれた市場をつくり公正かつ自由な競争を一層促進します。
- ② 科学技術の振興、情報通信基盤の整備など「未来への先行投資」を充実します。また、ベンチャー企業の積極支援、情報通信、環境、福祉・医療などの新産業を育成します。
- ③ 中小企業の新産業分野への参入を支援するとともに、融資・技術支援・従業員教育の充実、従業員の福祉・労働条件の改善・向上、下請け取引の近代化・適正化等、中小企業対策の充実を図ります。
- ④ 国土の均衡ある発展を実現するため、効率的な高速道路網、高速幹線鉄道網、空港、港湾などの整備によって各地域間の人的交流を活性化するとともに、モーダルシフト（貨物輸送の鉄道・海運への振替え）の実現による総合的・省エネルギー的な物流体系の整備を図ります。
- ⑤ 快適な通勤を実現するため、地下鉄の建設、私鉄の複々線化など輸送力増強への支援措置の拡大、バスレーンの充実などの都市交通整備、時差出勤やサテライトオフィスの拡大などを推進します。
- ⑥ 化石燃料からソフトエネルギーへの転換を進めるとともに、安全性の確保と地域住民の意向を尊重した原発政策を推進します。脱原発を長期目標とし、小規模分散型の新エネルギー体系へ転換します。
- ⑦ 安全な食料の安定供給、農林漁業の環境に果たす役割の重視、都市と農村の共生等を目指して、新たな「食料・農業・農村基本法」を制定します。
- ⑧ 高齢化が進む中山間地域など条件不利地域で働く農家の人たちに対する日本型デカップリングの導入をはじめ直接所得保障政策の実現を図ります。

5 雇用 — 失業不安から雇用安定へ

労働時間を短縮し、有給教育休暇制度を確立するとともに、新産業の育成等により新たな雇用を創出し、新卒者の就職支援措置を拡充し、労使協議制度を確立するなど、雇用の安定とゆとりある豊かな暮らしを実現します。

- ① 年間総労働時間1800時間の早期達成を図り、ゆとりある暮らしを実現します。そのために、週40時間労働制の円滑な完全実施、時間外労働の縮小、年次有給休暇の最低付与日数の引き上げを図ります。
- ② 厳しい雇用情勢に対応するため、新産業分野における雇用創出の促進等の諸対策を積極的に実施して、雇用の安定を図ります。また、新規学卒者等に対する就職支援対策を推進します。
- ③ 高齢社会に対応するため、60歳未満定年を早期になくし、65歳まで現役で働くことができるよう定年年齢を引き上げるなど高齢者雇用対策を抜本的に強化します。
- ④ パートタイム労働者の賃金や労働条件における差別をなくし、フルタイム雇用への転換を保障するなど現行のパート労働法を強化改正します。
- ⑤ 職業能力開発に対する支援を強め、個人主導の能力開発のニーズに対応するため、有給教育休暇制度や長期研修休暇制度の普及促進を図ります。
- ⑥ 男女労働者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるようするため、育児・介護休業制度を拡充するとともに、「家族看護休暇制度」の法制化をめざします。
- ⑦ 解雇・出向に関する労使の事前協議制度を確立します。また、企業倒産等において、他の債権に優先して賃金債権の支払いが確保されるよう民法や倒産関係法等を改正します。

6 福祉 — 少子・高齢不安から 高質福祉社会へ

だれもが安心して「生み、育て、生き、老いる」社会をめざし、公的介護保険制度の確立や育児支援制度の拡充、年金の充実を図り、社会保障の構造改革を推進します。

- ① 「公」と「民=市民と市場」との協力と連携によるネットワーク型福祉社会をつくります。そのために必要な公的負担は社会全体で分ち合うようにします。
- ② 今後の社会保障の重点を介護や育児など社会サービスの充実におき、必要な人が必要に応じて権利として利用できるようにします。また、社会サービスを基軸とした社会保障制度の総合化と構造改革を図ります。
- ③ 社会保障における国、県、市町村の役割分担を明確にし、国は年金等の所得保障と社会サービスの枠組み策定、県は医療提供と国民健康保険、市町村は保健、介護・育児・障害者等の社会サービス提供と介護保険にそれぞれ責任を持つようにします。
- ④ 安心できる少子・高齢社会を築くため、在宅介護を基本とする地域介護を確立します。そのため、介護保険制度を2000年度から導入し、家族疲弊の介護から社会で支える新しい介護システムをつくります。
- ⑤ 子どもを安心して産み育てる環境を整備するため、エンゼルプランの着実な実施、児童福祉法等の抜本改正、税制や住宅政策、男女平等社会の実現など包括的な子育て支援を推進します。市町村障害者プランを策定し障害者施策を進め、ノーマライゼーション社会づくりを急ぎます。
- ⑥ 医療機関の機能分担の促進、社会的入院

の解消や過剰投薬など医療のムダの是正、医療保険制度の再編成を進め医療保険財政の長期安定を図ります。

- ⑦ 高齢者の生活の支柱である年金を将来にわたり充実するため、財政の安定化と情報公開を通じた透明化、制度の統合化にさらに取り組みます。

7 教育 — 規制教育から創造教育へ

多様な選択による自己選択ができる教育への転換をめざし、カリキュラムや入試・学制改革、教育の地方分権を推進し、のびのびした創造的教育を実現します。

- ① いじめや不登校にたいする相談要員の養成・確保や24時間ホットラインの整備などを図るとともに、子どもたち自身の主体的活動を活かした取り組みへの支援を進めます。
- ② 家庭や地域社会の役割分担を明確化し、肥大化した学校教育のスリム化を図ります。完全学校5日制への早期移行を展望し、ゆとりの中で自ら学び考える力を育むカリキュラムへの改革を進めます。
- ③ 現代の子どもの成長・発達段階に対応して、現行の6・3・3制の学制を改革し、多様な選択を可能とする柔軟な教育システムへの転換を図ります。
- ④ 高校の希望者全員入学を実現し、ゆとりある教育をめざします。大学入試は、センター試験を資格試験に改め、各大学での選抜方法の多様化を推進します。
- ⑤ 学習指導要領のあり方や教科書検定制度を見直すなど、教育への国の関与を縮減します。学校運営への生徒・保護者等の参画を広げ、開かれた学校づくりを進めます。
- ⑥ 多元的な自己実現のための生涯学習社会

を基本目標に据え、幼児期からの教育保障や、リカレント教育（社会人の再教育）など多様な選択の機会の保障、障害を持つ子と持たない子が共に学ぶ統合教育をめざします。

- ⑦ 学歴社会のは是正や学制改革にむけた国民的な合意形成や、文部省の枠を超えた総合的な施策の展開、教育改革を推進するため、各界代表を構成メンバーとする首相直属の審議機関を設置します。
- ⑧ ゆとりある文化の社会にむけて、一般会計の1%を目標に大幅に文化予算を拡充し、文化の基盤整備を推進します。また、ユニティースポーツクラブの育成など、生涯スポーツの振興を図ります。

8 安全生活 — 危険いっぱいから安全の確保へ

食品や医薬品の安全性を確保し、地震や自然災害に強い都市と地域づくり、高齢者や障害者が活動しやすい生活環境づくりを進め、銃と麻薬の取締り、暴力団対策を強化するなど、生活安全対策を総合的に推進します。

- ① 生活に密着した食品や医薬品の安全性を確保するため省庁から独立した行政委員会を新設します。隔離に基づく時代遅れの伝染病予防法・エイズ予防法は廃止し、情報公開と地域保健体制の整備による新しい感染症対策を進めます。
- ② 雨水・再生水の利用などの水資源の多様化、森林の保全や地下水対策による河川・地下水源の涵養、水需要の抑制、排水処理対策の充実を通じて、渇水時に強い健全な水循環システムを整備します。
- ③ 障害者・高齢者などハンディキャップを

- 持った人の移動の自由を保障するため、鉄道駅や歩道橋へのエレベーターやエスカレーターの設置など、人にやさしい交通を強力に促進します。
- ④ 交通死者が毎年1万人を超える危機的な状況を克服するため、自動車の安全性の向上と、メーカーへの安全対策の義務付けなど、総合的な交通安全対策を推進します。
- ⑤ ゆとりある住宅を国民に保障するため、公的賃貸住宅を整備し、家賃補助を拡充します。住宅が被災した場合の修繕、建て替え、家賃補助等の公的支援を拡充し、災害時の住宅保障制度を整備します。
- ⑥ 緑の保全と活用を通じて、ゆとりとうるおいのある、災害に強いまちづくりを推進します。東京と同時に被災するおそれのない地域に首都機能を移転し、過密東京の防災性の向上を図るとともに、災害時の危機管理体制を強化します。また、地震の調査研究を総合的に進めます。
- ⑦ 暴力団対策の強化、銃器・薬物の密輸入や拡散防止に引き続き取組み、市民生活の安全と青少年の成長のために健全な環境を確保します。オウム事件被害者など犯罪被害者に対する救済制度を拡充します。
- 9 環境 — 汚染から保護・保全へ**
- 地球温暖化防止・環境保全対策を強化するとともに、循環型経済社会システムを構築するため、資源の再利用を推進し、「環境税」導入の検討を積極的に進めます。
- ① 地球温暖化対策として、化石燃料の漸次の使用削減と地熱・風力・太陽光発電等ソフトエネルギーの推進、電気自動車・天然ガス車等の低公害車の普及拡大、熱帯林の保護・再生に取り組みます。
- ② 「容器包装リサイクル法」の円滑な実施を契機に、業務用文書から自動車部品にいたるあらゆる分野のリサイクルシステムの確立を図ります。あわせて環境リサイクル産業の育成を進めます。また、産業廃棄物の不法投棄防止の強化を進めます。
- ③ 計画段階から事後も含めた環境アセスメントの法制化を図ります。また、大規模公共事業の見直し、コンクリート護岸の河川行政の転換、ビオトープ事業（都市における自然の復元事業等）の推進などに取り組みます。
- ④ 生態系の破壊や皮膚癌・白内障の原因ともなるオゾン層の破壊をこれ以上進めないために、フロンなどのオゾン層破壊物質の排出規制と回収・破壊を法律で義務付けます。
- ⑤ 途上国の環境保全支援のために、債務引受けと環境保護とを結びつけた「環境スワップ」型援助の実施や環境分野の専門家の充実、N G Oや民間企業、地方自治体との連携強化を進めます。
- ⑥ 大気汚染、騒音、悪臭対策を強化とともに、河川・湖沼汚染の防止を推進します。また、環境破壊防止のインセンティブや環境保全技術の開発などの財源となる「環境税」の導入を検討します。
- ⑦ 安全な食料の生産供給と環境保全のため、有機栽培、無農薬・低農薬等の環境保全型農業を推進し、その持続可能な経営を支援します。
- 10 人権・女性 — 差別から平等へ**
- 部落差別の解消、アイヌ新法の制定、選択的夫婦別姓の導入、雇用の全段階での男女差別の禁止、プライバシー保護などのための法的整備を進め、差別のない平

等な社会をめざします。

- ① 子どもの権利条約の理念を具体化するため、条約の実施にかかわる恒常的な調整機関の設置、子どもオンブズパーソン制度の創設、校則の見直しや体罰追放の徹底に取り組みます。
- ② 部落差別をはじめとするあらゆる差別意識の解消と人権侵害事件の解決のための法律を制定します。また「ウタリ懇談会」報告をふまえ、アイヌ新法を制定します。
- ③ 女性の社会参加や政策・方針決定への参画を進めるために、審議会等への女性委員の割合を2000年までに30%とともに、女性公務員の採用・登用に積極的に取り組みます。
- ④ 男女雇用機会均等法を改正し、募集・採用から定年・解雇までの雇用に関わるすべての性差別を禁止するとともに、強力な権限をもつ差別救済機関を設置し、法の実効性を確保します。また、セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を禁止します。
- ⑤ 夫婦の氏については選択的別姓とし、女性のみにある再婚禁止期間の廃止、婚姻年齢を男女同一とするなど、家族に関わる民法等を改正します。また、嫡出子と非嫡出子の差別をなくします。
- ⑥ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の立場から、母体保護法を改正して、避妊や中絶を含めた女性の総合的な健康確保のための法制化を検討します。

11 安全保障 — 軍事対立から

信頼平和へ

東西対立の解消など新たな情勢に積極的に対応して、多角的な安全保障対話・協

力を推進し、防衛力のコンパクト化をめざすとともに、沖縄の米軍基地の整理・縮小を推進します。

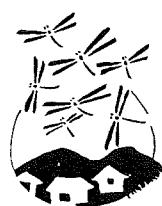
- ① ポスト冷戦の新時代構築の一歩として、日米安全保障条約をこれまでの冷戦型二国間軍事条約から、多国間安全保障協力の基盤としての機能にその重点を移します。
- ② アジア太平洋地域における多国間の安全保障対話をすすめ、信頼醸成を図ることで、安定した安全保障環境の確立をめざします。
- ③ 世界的な軍縮の流れのなか、防衛力のコンパクト化を実現します。また防衛関係費硬直化の要因である正面装備調達、後年度負担となる歳出化経費のあり方を見直します。
- ④ 沖縄県民の過大な負担を軽減するために在日米軍基地の整理・縮小にむけ、ひきつき対米交渉を継続します。また在日米軍の活動の基本原則などの確立をめざした日米地位協定改正に取り組みます。
- ⑤ 沖縄米軍基地の整理・縮小関係経費は、格段に厳しさを増している財政事情をふまえ、中期防衛力整備計画の所要経費見直し条項で減額修正することで財政的に措置します。
- ⑥ 「日米防衛協力の指針（ガイドライン）」の見直しは、近隣諸国との関係に十分配慮し、憲法及び関係法令に従い、とくに憲法が禁じている集団的自衛権に抵触しない範囲で行ないます。
- ⑦ 自衛隊とは別組織による国連平和維持活動（PKO）などへの参加のため、段階的に環境整備を行ないます。また参加に当たっての基本方針（いわゆる5原則）を厳守します。

12 外交 — 官権外交から民権外交へ

国連の民主的改革、全般的軍縮、開発・環境・人権・軍縮などの非軍事分野における国際協力活動を積極的に推進するとともに、大使の民間からの積極的登用、自治体やN G Oの国際交流の促進など「民権外交」への転換を図ります。

- ① 植民地支配と侵略戦争に対する反省と、その過ちを繰り返さないことを鮮明にし、アジア太平洋における安全保障・経済協力・環境保護などのための多国間協力構想（アジアビジョン）を推進します。
- ② 朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化をすすめ、米国・中国・韓国・北朝鮮の四者会談を実現し、その成果の上に日本とロシアを含めた六者協議に発展させるよう努力します。
- ③ 貧困・人権侵害・環境破壊・社会開発・軍縮など「人間の安全保障」に係わる問題を解決するため非軍事分野における国際協

- 力活動を推進します。
- ④ 日米関係は日本にとって最も重要な二国間関係です。この関係を基軸とし、平和で繁栄した21世紀の世界を建設のために日米協力を推進します。
 - ⑤ 安保理の民主的改革、経済社会理事会の機能強化など国連の抜本的改革をめざし、日本としてリーダーシップを發揮することに努めます。そのような努力を払いつつ、常任理事国入り問題について国民的議論を深めます。
 - ⑥ 全般的完全軍縮を推進し、グローバルな民主主義、人権と平和をめざして国際社会に大きな役割を果たすために国連の民主的改革、普遍的安全保障の達成のために積極的に努力します。
 - ⑦ 国境を超えた市民の連帯が深まっている時代に対応して、大使の民間からの積極的登用、外務公務員制度の改革、地方自治体・N G O等との連携を図るなど官権外交から民権外交への転換をめざします。



1996・10・11

「アジア共通の家」大きな構想を

21世紀アジアへの平和外交努力 — 4つの提案

社会民主党幹事長 伊藤茂

21世紀日本の設計が問われている今回の総選挙論争で、置き去りにされている重大な争点は、冷戦後の日本とアジアのビジョンである。解散までは重大テーマだった沖縄問題、有事立法や集団的防衛という危険な方向について、総選挙の中で語られていない。憲法の立場をつらぬく唯一の党である社民党としては、歴史の鮮明な反省を前提に、「アジア・ビジョン」の構想を鮮明にする呼びかけ、それと直結する主要な課題について考えを提起する。

(1) マニラで新総理は戦略構想を — それが政権協力判断の一つ

欧州ではすでにOSCEとして共通の平和保障機構が「ウラルからリスボンまで」の共通の家として完成しているが、アジアはそういう仕組みが未だない。いま東アジアにはポスト冷戦時代の新しい風が主流となっている。APECの発展、ASEAN地域フォラムの活動や非核地帯の拡大などが進行している。アジアの多角的平和保障機構の方向は、いま必要であり可能なのである。

問題は北東アジアであり、特に日本の主体的な努力が重要になっている。「アジアに平和のテーブル」を実現するためには、日本の積極的な外交活動が求められており、それはポスト冷戦時代の日本の外交戦略の存否が問われる課題である。それと密接な関係をもって、新世紀の充実した日米関係を構築することが世界から求められていると考える。

この際、総選挙のすぐ後に開催されるAPECマニラで開催される首脳会談で新内閣の総理が「アジアの平和のテーブル」という戦略的な構想を提唱する意志があるかどうかを注目したい。それが総選挙後の政権構想の一つの政策軸であると考える。

(2) 沖縄の二つのビジョンを支持し取り組む

沖縄でさらなる基地の縮小と振興計画が必要である。社民党は沖縄県の2つの計画—基地返還アクションプログラムと沖縄国際都市構想を支持し、その実現をめざす。2015年までに3段階で基地のない沖縄にする計画はポスト冷戦のアジアの戦略的な展望を持っていたら当然のことであり、普天間の返還と代替計画についての政府の動きのように、今後も長期にわたって海兵隊が駐留する考えはアジア外交戦略の不在を示すものである。海兵隊の撤退で問題を解決する展望を示すことが必要である。地位協定は占領当時の延長のような色彩を残しており、ドイツでのポン協定などに改善するのが当然である。

(3) 有事を起こさない積極的なアジア外交を

有事を起こさせない外交努力こそが重要だと考える。アジア太平洋地域での安定した安全保障環境と、有事を起こさせない積極的な外交活動こそが日本の進路でなければならない。社民党は有事立法や集団的自衛権の動きなど憲法9条に反する動きに強く反対する。

アジアの安定のために特に重要なのは朝鮮半島の安定のための積極的な外交活動である。若干の遺憾な出来事があり、抑制的対応を強くすることを求める。いま全体的に見てK E D Oは着実に前進し、間もなく南北朝鮮と米国による具体的な共同作業が始まろうしており、建設的な方向が進展するよう努力する。そしていま提案されている四者会談から日本を加えた六者会談を実現する。

そういう緊張緩和措置が進行すれば、アジアに10万、日本に4万7千という駐留米軍の規模は大幅に縮小することが出来る。その進展の中で日米安保が「駐留なき安保」の時代への展望をもつことが、今回の総選挙での「21世紀への公約」であると考える。

(4) 市民外交を重視する

いま国境を超えた市民の交流と連帯が大きく進行している。この数年間にも環境・女性・社会開発などのサミットは巨大な規模での国境を超えた市民参加が特徴になっている。国連などでのN G Oの役割はますます増大している。このような変化の中で、日本の外交活動にも大きな改革が求められている。

官権外交から民権外交への転換とも言うべき改革が必要であり、N G Oなど市民活動を重視し、専門外交官を中心にして国を代表する大使が任命される時代ではない。主要な国の大使・公使をはじめ高い見識を持つ民間人から積極的に任命する時代にすべきである。

1996・10・12

(於 鹿児島)

市民との固い絆を 結び直すために

社会民主党党首
土井 たか子

1 震災復興とその基盤整備

阪神・淡路大震災の教訓は、日本の戦後社会を支えてきた脆い構造が露呈したことと、政治と市民の関係が厳しく問われたことです。仮設住宅で100人以上の孤独死を数える現状を見るとき、胸が締めつけられる思いがします。この窮状を救う政治にすることは、政治改革・行政改革の第一歩であり、社民党は当面、次の法制度の整備にとりくみます。

(1) 地元復興基金の拡充

阪神淡路大震災の場合、兵庫県・神戸市が

設置した「財団法人阪神・淡路大震災復興基金」が、家賃補助などの住宅対策、生活安定・自立支援その他の事業を実施していますが、国がこれに拠出することによって、事業の拡充を支援するようにします。

(2) 被災者に対する生活支援制度

仮設住宅にいまなお入居している4万人を越す被災者のうち、高齢者、独居老人、身障者、難病者、震災失業者などの方々は、返済できる當がなければ、低所得者への生活福祉資金貸付制度や、災害弔慰金法に基づく災

害援護資金貸付制度を利用することは困難です。またプライバシーを侵害する生活保護は、わずかでも預貯金などがあれば適用されません。このような事態に対応するため被災者に対する生活支援金の給付やカウンセリングなど、被災者の多様なニーズに対応できる「被災者生活支援法（仮称）」を立案し、現地自治体による被災者ケースワークによって、柔軟に運用できるようにします。

(3) 災害対策共済基金の創設

大規模な災害への今後の備えとして、地震保険制度の提唱がありますが、国民の強制加入に無理があるなどの問題があるため、すでにわが党は本年5月、国と全自治体による拠出金および国民の義援金によって、全国レベルの「災害対策共済基金」を創設することを提唱しています。

政府の考え方は、災害は自然現象だから、それによる住宅など個人の財産の損失を「補償」することは困難。そこで、被災者の生活再建の「支援」を拡充しようという立場をとっています。「災害対策共済基金」は、このような政府の立場を踏まえた上で、今後災害が発生したとき被災自治体が実施する各種の支援・復興事業に対し、国も他の自治体とともに、災害発生以前から基金を通じ積極的に参加するようにしようというものです。

(4) 被災者との提携による制度点検

その他、被災者の生活ニーズから現行の法制度を総点検し、改善しなければならない問題を明確にします。たとえば、所得税法における雑損控除は住宅の損壊程度に着目し、これを時価評価で控除するのですが、実際に負担することとなる再建・改築費用については、租税特別措置法による通常の住宅取得控除しか働かず、実質的には住宅ローンの利子補給程度の効果しかありません。これを改め、災害による住宅再建・改築費用を所得税で控除できることにする。また、これらの費用に含まれた消費税相当分を還付することな

ど、被災者の立場からの政策形成を急がなければなりません。

2 消費税率改定に伴う改革

来年4月からの消費税率引上げには、多くの多くは納得していません。それは、消費税法等でこの9月末までに予定されていた引上げ見直しに向けた論議が、国会でほとんど行われなかったためです。そこで社民党としては、総選挙後の特別国会で「消費税率改定に伴う緊急行財政改革特別委員会（仮称）」を設置し、納税者によく見える場で徹底的に議論することを提唱します。

その審議に当たって、逆進性緩和策、益税解消策を中心とする消費税法等の改正案を提出するのをはじめ、使途の明確化、歳出の抑制などについても具体的に提起します。なお、政府が消費税率引き上げに伴う低所得者対策として予定している臨時給付金の支給（臨時福祉給付金、介護福祉給付金など計500億円）を拡充するよう提起してまいります。

3 市民立法活動との提携

市民による立法活動が活発になってきましたが、それは議員立法の活性化と国会改革にたいへん役立ち、ひいては市民の声が生かされる政治を開発するものと考えています。そこで、市民と社民党の共同オフィスを設置し、右に述べた提案を含め多彩な議員提案が行われるようにしたいと思います。



行政改革のための 「国民公聴会」の開催を

— 官権から民権へ・集権から分権へ —

社会民主党幹事長 伊藤 茂

1 理念なき行政改革は無責任

今回の総選挙では、行政改革について各党が様々な提案を行い、まさに大合唱の様相を呈している。しかし、他党的行革案は、スローガンは勇ましいが、明確な目標・理念が感じられず、具体的方策や期限が不鮮明だ。これでは、数合わせ・アドバルーンとのそしりを免れえず、かえって国民の行政不信・政治不信を増長させかねない。

たとえば、国家公務員の「25%削減」をいう党もある。果たして本当に公務員の大幅削減ができるのか。いつまでに、どのようにという提案もなく、まったく無責任であるし、実際容易ではない。また、不要な分野から真に重点に置く分野への人員のシフトも重要な課題であるにもかかわらず、「25%削減」だけではかえって硬直した数減らしにしかならない。

中央省庁の再編も、15にするとか、10にするとか、8分野にするなど一見、大胆で勇ましい案が打ち上げられている。しかし、今ままの国の役割を前提としていては、単なる数合わせにしかならない。それどころかかえって、省庁・官僚に今以上に強力な権限を持たせることになる危険性が強い。省庁再編は、規制緩和と地方分権による行政の簡素化、国民ニーズを踏まえた行政の適正化を踏まえて行われるべきである。社会民主党は、地方分権の解決時期である21世紀初頭を目指に、省

庁の適正規模への再編を図る。

2 市民のための行政改革

— 社民党的3大目標

もんじゅ事故や薬害エイズ問題、金融破綻、財政危機などで露呈した官僚政治の行き詰まり。阪神・淡路大震災の被災者の窮状。自己保身、縄張争い、無責任、前例主義、天下り、汚職、官官接待といった官僚への不信。今求められている行政改革の基本は、これらの批判を重く受け止め、行政と市民の関係をどのように作り直すのかということである。

単なる経費の節減、機構いじりや人減らし、官僚いじめが行政改革であってはならない。国民・住民の視点で21世紀を展望して、必要な分野への重点化・組み替えを行い、国民・住民が真にゆとりと豊かさを実感できるよう、新時代にあう政治行政制度へのモデルチェンジを行う。その基本理念は、日本国憲法の主権在民・平和主義・地方自治といった精神を具体化することである。役人が主役の行政ではなく、真に公共サービスの担い手として国民・住民全体の奉仕者となることである。

社会民主党は、分権時代の民主主義の徹底を目指し、(1)国はスリムに地方は福祉で充実、(2)縦割り・画一から総合的な国民・住民へ奉仕する行政へ、(3)官僚主役の権力的で秘密をもつ「お上」の行政から公正で透明な「市民」主役の参加型行政への3つの目標を掲

げ、「官権から民権へ、集権から分権へ」の市民ベースの行政改革を実行する。

3 「言葉より実行」

— やるべきことをただちに

住専問題や薬害エイズ問題などへの国民の怒りを教訓に、国民の求めるやるべきことをただちにやることが私たちの責務であり、当面以下の4点に全力を上げる。

(1) 大蔵省改革は「霞ヶ関」改革の第一歩

省庁の中の省庁と言われる大蔵省をどのように改革するのかが今後の行政改革の行方を左右する重要な要素であり、大蔵省改革は「霞ヶ関」改革の第一歩であり、突破口である。金融の自由化・国際化という時代の変化に対応するとともに、官・業癒着の護送船団行政から国民利益の確保のための行政を目指し、次期通常国会において日本銀行の独立性確保、金融検査・監督機構の大蔵省の分離独立を実現する。引き続き、官僚主導を打破して内閣が直接国民に責任を負うために、予算編成を大蔵省から官邸に移す改革を行う。

「族議員」の跳梁跋扈を許さず、選挙前の与党合意を本当にやりきることができるのかが政治の側に試されている。

(2) 行政改革の核心は地方分権

内政を基本的に自治体に移す地方分権は、二重行政や公共事業・補助金の縦割り行政の弊害を排し、国政を必然的に簡素化する。同時に、地域の実情と住民ニーズに応じた総合的な行政を実現し、住民の参加・監視も受けやすくなる。まさに地方分権は行政改革の核心である。国と自治体の関係、自治体と住民の関係を大きく変える地方分権は、すでに2000年を完結時期として具体化の時期に入っている。地方分権推進委員会は、3月の「中間報告」をまとめた後、10月3日に年内の「指針勧告」に向けた機関委任事務制度廃止後の事務の素案をまとめている。分権抜きの行政改革はありえず、社民党は、「霞ヶ関」

の抵抗を排除し、地方分権推進委員会の活動を一層強力に支援していく。

(3) 規制緩和と企業・労組等団体献金廃止で

官・業癒着を断ち切る

官と業の癒着を断ち切り、行政の透明性・公平性を確保し、行政への信頼を回復しなければならない。そこで経済界・消費者の参加する議論を巻き起こし、国民生活への影響を十分配慮しながら、製造物責任など事業者の自己責任原則を確立し、経済活動の自由化と規制緩和を進める。このことは国の行政の簡素化をもたらす。また、企業・労組等団体献金をただちに廃止する。

(4) 実効性のある情報公開法案を

もんじゅ事故や薬害エイズ問題は、行政の秘密性をあらわにし、情報の公開の必要性という課題を提起した。また、新民事訴訟法の修正に当たっても、官の側の情報隠しの姿勢が大きく問われた。行政は、「知らしむべからず、依らしむべし」であってはならない。行政は憲法の理念にのっとり、自ら行政運営の公開性の向上を図り、市民が直接行政を監視し参加できるよう説明する責任がある。政治家のリーダーシップは大切だが、誰が大臣でも情報が市民に公開される仕組みが当然なのである。現在、行政改革委員会行政情報公開部会で検討が進められている情報公開法案についても、官による骨抜きがなされないようにしなければならない。透明で、オープンな、ガラス張りの行政への質的改革を推進する実効性のある法案を次期通常国会に提出する。

4 行政改革のための「国民公聴会」を開催しよう

かつての「臨調」のような機関を設けて、行政改革の案を検討するという提案がなされている。行政自身による行政の見直しはもとよりとしても、重要なことは、全国各地で、オープンに各界各層の意見を聞いて計画を策

定するということである。さきに与党三党は、役所間で調整がつかなかった公的介護保険問題で、ブロックごとの公聴会を開催し、その上で与党三党で論点整理を行い、与党案を作成し、厚生大臣に指示した。この有益な経験にならない、行政改革や税制改革、財政構造改革についても、社民党は「国民公聴会」（仮称）の開催を提案する。そして国会に従来の常任委員会・特別委員会とは大きく違った強力な「行財政改革特別委員会」（仮称）を特別立法で設置し、「国民公聴会」の議論を活

かして国会主導で改革を推進する。

社民党は、次の時代の行政の仕組み、21世紀への行政のモデルチェンジを市民の皆さんとの共同作品として創っていく決意である。

なお、社会民主党の行政改革についての当面の考え方は以上であるが、先に新党さきがけが提案した「行革政権を目指す8項目」についても、第5項をはじめ十分検討の余地があり、総選挙後にお互いに協議し協力していくたい。

1996・10・15

檄

— 社民党の再生かけ、渾身の力を振りしほろう —

社会民主党全国連合在京幹部会

全党と支持者の皆さん。

総選挙戦は、20日の投票日に向け、いよいよ最後の追い込みに入った。社会民主党公認・推薦52名の候補者は、土井党首・村山特別代表を先頭に、党のゼロからの再出発をかけた懸命の戦いを繰り広げているが、中盤までの情勢は、予想どおり大変厳しいものといわざるを得ない。社会民主党の存亡のかかった選挙である。在京幹部会は、選挙戦終盤に向かって、全党が渾身の力をふりしほって最後まで戦い抜くことを訴える。

あと5日間だ。

すべての社会民主党候補者及び選挙運動員の皆さんには、許されるかぎりのあらゆる手段を駆使して、声の届くかぎり、訴えよう。投票箱が閉まる瞬間まで、有権者ひとりひとりに語りかけようではないか。また、全党的地方組織、自治体議員や党員は、比例代表選挙

における社会民主党票掘り起こしのため、声をかけうるすべての支持者・関係団体に、いま一度支持を訴え、社会民主党の底力を引き出そう。保守勢力の議席独占を阻み、改革勢力同士の競争にもせめぎ勝とう。この決意を緊急に全党のものとしようではないか。

最後まで希望を捨ててはいけない。

「市民との絆」を結び直し、ゼロから再出発するという土井党首の訴えは、各地でかつての党支持者の信頼を取り戻し、有権者とりわけ女性や高齢者など市民の新たな共感を呼び起こしている。「社民党、しっかり頑張れ」— この激励と叱声を全身で受け止め、期待に応えよう。全党と支持団体は、いま一度、組織の再点検と支持者確認を行い、この歴史的な戦いを最後までやり遂げ、ともに選挙後の国会に再び社会民主党の旗を堂々と打ち立てようではないか。

1996・10・16（於広島）

核兵器の廃絶に向けた とりくみの提唱

社会民主党党首 土井たか子

1 核兵器使用は明白な国際法違反

核兵器の使用について政府は「国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しない」としていますが、それは次の理由などから明白な国際法違反であり、政府はその見解を明確にすべきです（核兵器使用が国際法に違反する根拠条文は数多くあり、次に示すものはその一部にすぎない）。

(1) 核兵器は無差別大量殺戮の結果を生むが、いわゆる無差別攻撃や一般市民を攻撃することは「戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約（日本は1953年批准）」その他※によって、明確に禁じられていること。

※同条約第3条=「敵対行為に直接参加しない者は、すべての場合において（中略）人道的に待遇しなければならない。」

※ハーグ陸戦法規（後出）第25条（防守されない都市の攻撃）=「防守せざる都市、村落、住宅又は建物は、いかなる手段によるも、これを攻撃又は砲撃することを得ず。」

(2) 核兵器の使用は、被曝した者の生涯にわたって完治することができない放射能障害を残すが、このように「不必要的苦痛」を与える兵器は「陸戦の法規慣例に関する条約（ハーグ陸戦法規=日本は1911年批准）※」以来、禁じられていること。

※同条約第23条（禁止事項）=「不必要的苦痛を与るべき兵器、投射物その他の物質を使用すること。」

(3) 核兵器の使用は、長期にわたって原状回復が困難な環境破壊を伴うが、このような環境破壊兵器は、日本が1982年に批准した「環境変更技術の軍事的又はその他の敵対的使用の禁止に関する条約※」によって、禁じられていること。

※同条第1条「広範、長期又は重大な効果をもつ環境変更技術の軍事的又は他のいかなる敵対的作用も行わない。」

(4) 1961年、国連総会決議として「核兵器と熱核兵器の使用を禁止する宣言」が行なわれ、核兵器の使用は「国際法規と人道の法に違反するものである」と明言していること。

2 核兵器の不使用・廃絶条約の実現

以上のように、核兵器の使用は国際法違反である以上、その使用は禁止されるべきであり、さらに世界中から完全に廃絶されなければなりません。そこで日本は、非核保有国の連帯によって、核保有国に対し核兵器の不使用・廃絶のための条約を締結するよう働きかけ、非核保有国会議の開催など積極的な外交努力を展開すべきです。

3 非核武装政策の法制化

核兵器を「作らず・持たず・持ち込まざ」という非核三原則は、1967年の小笠原諸島返還に際し、当時の成田委員長に対する佐藤総理の答弁で明確になり、1971年沖縄国会の衆院本会議で決議されました。政府は、すでに

国はとなっているのでこれを法律で定める必要はないとしていますが、国際社会には日本の核武装化を懸念する声があり、このような不信感を一掃しなければ、核兵器の不使用・廃絶に向けたリーダーシップをとることができません。

そこで、日本は核兵器で武装しないことを法律によって改めて内外に示すこととし、これが実質的に非核三原則の法制化となるようにする必要があります。

4 危険施設の攻撃禁止条約の締結

原子力発電所など危険施設に対する攻撃を禁止している「国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（ジュネーブ諸条約追加第1

議定書＝1978年発効）」は、次のように規定しています（第56条）。

「危険な威力を内蔵する工作物及び施設、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合にも、その攻撃が危険な威力を放出せしめ、その結果平和的住民の間に重大な損失を生じせしめる場合には、攻撃の対象としてはならない。」

政府は、戦闘員範囲の拡大など他の項目に問題があるとして、これを批准しようとしていませんが、問題箇所については留保することによって、締結を急ぐようになります（近隣の中国、ロシア、韓国、北朝鮮などはすでに加入）。

1996・10・16（於山形）

農業関連公約実現のために、選挙後、各党の話し合いの場を設けよう

— 「食料・農業・農村問題協議会」（仮称）の設置を提唱する —

社会民主党幹事長 伊藤 茂

選挙戦もあと数日で投票日を迎える。この間、選挙戦を通じて、各党の食料・農業・農村政策の争点と共通点が明らかになってきた。地球規模での人口の爆発的増加、耕地の減少、環境破壊等による21世紀の食料不足への危惧が指摘されている。わが国農林業が、安全な食料を安定的に供給する役割、国土、自然環境保全に果たす役割は大きい。そして、過疎、高齢化、後継者難に苦しむ農業、農村の活性化の問題、2000年におけるWTO農業再交渉にむけての「新たな貿易ルールの確立」、新たな「基本法の制定」など各党の掲げる政策テーマには共通点が多い。

しかし、具体的な政策展開となると多くの点で重要な課題を残している。全国の農業者をはじめ国民は、わが国の食料、農業、農村問題に大きな関心と、選挙後の公約の実現に期待と危惧をもっている。

そこで、社会民主党は、農業者・国民の負託に応え、公約の責任ある実行のために、下記事項の具体化へ向けた各党の話し合いの場として、「食料・農業・農村問題協議会」（仮称）を総選挙後すみやかに設置することを提唱する。

1 新たな「基本法」の制定について

- 農林業の持つ多面的な機能の評価、食料安定供給に対する国の責任の明確化等
- 2 世界の人口・食糧問題の視点からの農業問題の検討について
コメ等の自給堅持、食料輸入国の自給の権利の確立、食料を通じた共生の論理の確立等。
 - 3 アジア食料機構（システム）の確立について
コメ等の穀物を備蓄し、不作時に貸与、豊作時に返還。アジア諸国の食料自給向上のための技術、資金援助等
 - 4 農業の担い手対策について

- 後継者対策の拡充、強化、農業ボランティア等
- 5 中山間地など条件不利地域における直接所得補償（デカッピング）の具体化
国土・環境保全に果たす役割を見直し、日本型デカッピングの実現等
 - 6 縦割り行政を排し、省庁の枠を越えた食料、農業、農村対策の推進について
高齢者福祉対策、農村生活基盤整備対策、食品の安全検査体制等
 - 7 森林の保全・育成、総合管理化について
酸素供給源・水資源の涵養、林野・環境・国土庁等による総合管理等

1996・10・20

投票日にあたって（声明）

社会民主党

有権者のみなさん。

社会民主党は、緊急非常の事態で迎えたこの総選挙を土井党首、村山特別代表を先頭に、社会民主主義の存亡を賭け全力を尽くしてたたかい抜いてまいりました。それは、社民党的旗が勢いよく翻っていかなければ、平和憲法と勤労市民の政治が危うくなるからです。社民党は、平和と市民の旗印であることを、ぜひご理解いただきたいと思います。

私たちは、新しい土井党首のもとで、「市民との絆」を固く結び直して再出発し、次の3点を強く訴えてきました。第1は「大胆な消費税改革と国民納得税制」、第2は「大蔵省改革と情報公開法の制定」、第3は「アジアに平和のテーブルをつくる」ということです。これらの公約を誠実に、全力をあげて実行します。

有権者のみなさん。

あなたの投票が日本の政治を変えます。あなたの1票を生かして下さい！ 女性、高齢者、子ども、障害者、働く人々、さらに沖縄の人々が安心して暮らせる道を選択してください！

社会民主党とその公認・推薦候補に投票して下さいますよう心からお願いします。



1996・10・21

総選挙結果について（声明）

社会民主党

この選挙は、社民党にとってかつてない厳しさを示す結果になりました。わが党の非常事態のもとで迎えたこの選挙は、48名の公認（うち5名は比例区のみ立候補）、9名の推薦という候補者しかたてられませんでした。この力の無さについて、まずお詫びしなければなりません。

「ゼロからの出発」に近いこの不利なたたかいにもかかわらず、「あくまで社民党に」と暖かく支援し投票して下さった皆さん。ほんとうにありがとうございました。私たちは、きょうこの日から皆さんの思いをしっかり胸に刻み、それを必ず国政に生かしてゆく決意です。

この選挙戦を通じ私たちは、日本国憲法を基本とする立場から、「大胆な消費税改革と国民納得税制」「大蔵省改革と情報公開法の制定」「アジアに平和のテーブルをつくる」という3点を最重点の課題として訴えてまいりました。社民党は、市民との共同作業による議員立法を活用するなどによって、これら公約の実現に向けて誠実にとりくんでまいります。

この総選挙の投票率は、戦後史上最低を記録し、既成政党に対する批判が依然として強いことが示されました。私たちは、以上のとりくみを通じて、何としても国民の政治に対

する信頼をとりもどし、二度と再びこの記録が塗り替えられることのないようにしたいと考えます。社民党に与えられたこの議席は、以上の努力を可能にする最低限の勢力と考えています。

これから社民党は、土井党首を先頭に「社会民主主義」の党をめざします。それは、わが国の政治・経済に対し社会的なコントロールを行き届かせるとともに、資源・環境・人権など地球規模の問題に積極的にとりくむことです。また、「市民との絆」をメイン・スローガンとする社民党は、多様な文化と価値観が大きく連帶する21世紀を担う政治勢力の形成に全力を上げてまいります。今後とも、国民の皆さんのご協力と叱咤激励を心からお願い申し上げます。



資料

1996・9・18

NPO法案（市民活動促進法案）に関する合意事項

与党政策調整会議

自由民主党座長 山崎 拓

社会民主党座長 伊藤 茂

新党さきがけ座長 渡海紀三朗

NPO法案に関しては、平成8年6月11日
に与党三党各党案が与党政策調整会議に報告
され、以後三座長により与党案の一本化に向
けて精力的に調整を進めてきた結果、以下の
点につき合意した。

1 法案について

別添「市民活動促進法案の要旨」の通りと
する。

〔主な合意点〕

①「公益の増進」の文言を第一条（目的）に
入れて、第二条（定義）から外す。

②定義を以下の通りとする。

この法律において「市民活動」とは、ボラ
ンティア活動をはじめとする次のいずれかに
該当する市民に開かれた自由な社会貢献活動
であって、不特定かつ多数のものの利益の増
進に寄与することを目的とするものをいう。

一 保健福祉の増進

二 社会教育の推進

三 まちづくりの推進

四 文化・芸術・スポーツの振興

五 地球環境の保全

六 災害時の救援

七 地域安全活動

八 人権の擁護・平和の推進

九 國際協力

十 男女共同参画社会の推進

士 子どもの健全育成活動

③ 市民活動法人の政治活動について

「政治上の主義若しくは施策を推進し、支
持し、又はこれに反対することを主たる目的
としないこと。」を「政治上の主義の推進を
主たる目的としないこと。」と修正する。

④ 所轄庁について

・所轄庁は、都道府県知事とする。都道府県
の事務は団体委任事務とする。

・市民活動法人で二以上の都道府県の区域内
に事務所を設置する場合、所轄庁は経済企画
庁とする。この事務は国の事務とし、法人の
認証の際、所轄庁は定款に定められる事業の
所管大臣に意見を求めることができるこ
とする。

⑤ 改善命令、認証の取消しについて

別添「市民活動促進法案の要旨」の通りと
する。

2 市民活動法人の税制について

市民活動法人に対する税制上の扱いは「人
格なき社団」並とするべきである。これに関
し、与党税制改革プロジェクトチームで検討
し、税法の改正を行う。

3 法案の最後に、全体の見直し規定を入れ
る。

以上

市民活動促進法案（仮称）の要旨

第1章 総則

1 目的

この法律は、市民活動団体に法人格を付与することにより、市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とすること。

2 定義

(1) この法律において「市民活動」とは、ボランティア活動をはじめとする次のいずれかに該当する市民に開かれた自由な社会貢献活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいうものとすること。

- ① 保健福祉の増進
- ② 社会教育の推進
- ③ まちづくりの推進
- ④ 文化・芸術・スポーツの振興
- ⑤ 地球環境の保全
- ⑥ 災害時の救援
- ⑦ 地域安全活動
- ⑧ 人権の擁護・平和の推進
- ⑨ 国際協力
- ⑩ 男女共同参画社会の推進

(2) この法律において「市民活動団体」とは、主として市民活動を行う社団であって、営利を目的としないものをいうものとすること。

(3) この法律において「市民活動法人」とは、この法律の定めるところにより設立された法人をいうものとすること。

第2章 市民活動法人

第1節 通則

1 要件

市民活動法人は、布教活動又は政治上の主義の推進を主たる目的としないこと、特定の公職の候補者又は政党の推薦、支

持等を行わないこと等を要件とすること。

2 収益事業

市民活動法人は、その収益を市民活動に係る事業に充てるため、収益事業を行うことができるものとすること。

3 所轄庁

- (1) 市民活動法人の所轄庁は、都道府県知事とすること。なお、この都道府県の事務は、団体委任事務とすること。
- (2) 市民活動法人で2以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあっては、その所轄庁は、(1)にかかわらず、経済企画庁長官とすること。なお、この事務は、国の事務とすること。
- (3) (2)における市民活動法人の認証の際、所轄庁は、定款に定められる事業の所管大臣に意見を求めることができるものとすること。

第2節 設立

1 設立の認証

市民活動法人を設立しようとする者は、所轄庁の設立の認証を受けなければならないものとすること。

2 認証の基準

所轄庁は、設立の認証を受けようとする者が、①市民活動団体であること、②10人以上の会員を有すること、③市民活動法人の要件に該当していること等の要件を備えていると認めたときは、申請時から3月以内に、その設立を認証しなければならないものとすること。

第3節 管理

1 役員の欠格事由

暴対法等の刑を執行され2年を経過しない者等は、市民活動法人の役員になること

ができないものとすること。その他通常の欠格事由を規定すること。

2 役員の親族等の排除

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員、その配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならぬものとすること。

3 事業報告書等の公開等

市民活動法人は、事業報告書等を作成し、事務所に備え置き、利害関係人に閲覧させるとともに、その写しを所轄庁に提出し、所轄庁はこれを閲覧させることとすること。

第4節 解散及び合併

1 所要の解散及び合併の規定を設けるものとすること。

2 残余財産の帰属

(1) 解散した市民活動法人の残余財産は、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属するものとすること。

(2) 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができるものとすること。

第5節 監督

1 報告及び検査

所轄庁は、法令等に違反している疑いのあるときは、市民活動法人に対し、報告をさせ、又は立入検査をできるものとすること。

2 改善命令

所轄庁は、市民活動法人の事務若しくは会計が法令、法令に基づいてする行政庁の处分若しくは定款に違反し、若しくはその運営が著しく適正を欠くと認めるとき又は市民活動法人が市民活動団体でなくなった

と認めるときは、当該市民活動法人に対し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。

3 設立の認証の取消し

(1) 所轄庁は市民活動法人が、改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって所轄庁に事業報告書等の書類の提出を行わないときは、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができるものとすること。

(2) 所轄庁は 市民活動法人が、法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することが明らかにできず、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができるものとすること。

4 所轄庁に対する申出

(1) 何人も、設立の認証の申請をした者が認証の要件を備えていないと料するとき又は市民活動法人の事務若しくは会計が法令、法令に基づいてする行政庁の处分若しくは定款に違反する疑いがあると料するときは、所轄庁に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができるものとすること。

(2) 所轄庁は、(1)の申出に理由があると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならないものとすること。

第3章 罰則

所要の罰則を設けるものとすること。

附 則

施行期日等所要の規定を設けるものとすること。

商品ファンド最低販売単位の 引下げについて（案）

与党商工調整会議

商品ファンドの最低販売単位を1千万円に引下げるについて、以下の条件を満たすことを前提に認めるものとする。

最低販売単位引下げの条件

①投資家保護の徹底

最低販売単位の引下げが一般投資家の中に新たなトラブルを生じることがないよう、投資家保護策の確立を図る。

特に、商品ファンドを購入した一般投資家が、十分な説明を受けぬまま商品先物取引に引き込まれて、損失を被るというトラブルが起こらぬよう、「日本ファンド業協会」が、自主規制を行い、会員に徹底させる。

また、自主規制に反した業者にはペナルティーを課して担保を図るべきである。

②ディスクロージャーの徹底

商品ファンドを販売する企業が適切なディスクロージャーを行うように自主規制の強化を図る。

③「日本ファンド業協会」の公益法人化

①・②を強力に行い、また一般投資家と商品ファンド販売業者等との間のトラブルが生じたとき、責任を持って解決を図る機関として、「日本ファンド業協会」を公益法人化し、将来的には「商品ファンド法」に基づく自主規制団体として位置付ける。

なお、この際、行政改革の見地から、主務省（通産、大蔵、農水省）からの、いわゆる天下り人事は行わないこととする。

『参考』法律に定められた自主規制団体の例
商品取引所法 — 社団法人日本商品取引員協会

訪問販売法 — 社団法人日本訪問販売協会
および社団法人日本通信販売協会

④実施期日

最低販売単位を1千万円に低減する時期は、新年度の97年4月1日とする。

⑤更なる販売単位の小口化

上記については、一般投資家の商品ファンドに対する認識度合い、業界の自主規制の進行状況等を判断しつつ、更なる投資家保護の確立と引下げを行っても、トラブルが生じないことを前提に、行政当局が責任を持ち、段階的に行う。

⑥〔関連施策〕

商品先物取引による委託者トラブルが、ここ2、3年増加傾向にあるうえ、今年は年初来、特に増えていることに鑑み、この対策を早急に図る。

以上

商品ファンド最低 販売単位問題について

社会民主党商工部会

1 これまでの経緯

① 「商品ファンド法」（商品投資に係る事業の規制に関する法律）は、91年の通常国会において成立、同年5月2日公布を経て、92年4月20日から施行されて、今日に至っている。

社民党は、商品ファンドが理論的には、元本保証ではなく、商品設計が複雑なうえ一般投資家層に十分理解されていないなどを理由として、投資家保護の観点から、その最低販売単位については、「一口1億円」とし、ただし販売業者が十分実績を積んでいる場合は5千万円単位での販売を認める」という、政府案を了承し、その引下げについては、一般投資家の商品ファンドに対する認識度に応じて、段階的に行うことを探めてきた。

特に、商品ファンドの販売の一翼を担う商品先物取引業界が、商品ファンドの販売手数料より、商品先物取引手数料の方が、はるかに大であるところから、商品ファンドで客を集め、ハイリスクの商品先物取引に一般投資家を誘い込むことを強く懸念し商品ファンドを販売しようとする商品先物取引業界の更なる営業体質改善が重要であることを指摘してきた（91年4月10日、衆議院商工委員会・和田貞夫質疑）。

この指摘については政府も答弁で認め、付帯決議事項ともなっている。

② その後、この最低販売単位を1千万円に下げる旨の要望が、業界の任意団体

である「日本商品ファンド業協会」から度々陳情が行政当局に寄せられたが、社民党としては、先の立法審議時の確認事との整合性や、商品ファンド販売の一翼を担う商品先物取引業界の営業体質改善は未だ途上にあるので、時期尚早として、「一口5千万円とし、十分な販売実績のある販売業者は2千万円」とすることで、しばらく様子を見ることとなった。

これは96年4月末より実施された。

2 現状

① 「日本商品ファンド業協会」は、その後ようやく自主規制を見直し、下記の点について決定し、本年6月6日から実施するに至った。

『募集・勧誘に関する自主規制規則』抜粋
〔禁止行為〕新規の規定

第4条(9) 他の商品販売を目的として、商品ファンドを専ら利用することにより顧客に誤解を与えること。

(10) 顧客に商品ファンドを解約させて自社取り扱いの商品に応募させること。

(11) 商品ファンドの満期及び解約償還金等、顧客に支払うべき金銭を遅滞無く相手方に引渡さないこと。

② また、銀行・証券業界では、商品ファンド類似金融商品を以前から小口販売していること、商品ファンドそのものの問題点、あるいは販売上の問題点は、これまで出て

いないことから、商品ファンドの最低販売単位を1千万円に下げるについて、環境が整ってきたものと判断する。

③ ただし、引下げに当たっては一般投資家を保護するまでの条件を課すべきであると考える。

1996・9・24

国家公務員法の一部を改正する 法律案の提案理由説明

与党政策調整会議
三座長合意

ただいま議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、○○○を代表してその提案理由及び概要を御説明申し上げます。

戦後、新憲法の制定によって、日本の政治は民主化されることとなり、同時に、公務員は、全体の奉仕者となったところであります。これに伴い、当然、公務員制度の抜本的改革が行われ、その一環として昭和22年国家公務員法が制定され、新しい公務員制度がスタートし、半世紀がたとうとしているところであります。

在籍専従制度は、暫くの間、国家公務員法に規定されず、人事院規則で手当されておりましたが、ILO第87号条約批准に伴う昭和40年の国家公務員法の改正によって法律上明文化されることとなつたものであります。

当初、在籍専従期間は在職期間を通じ、3年を超えない期間とされておりましたが、公務員制度審議会の答申を受け、昭和46年の法改正によって、5年を超えない期間に改められて現在に至っているところであります。

まず、改正案の概要を申し上げます。

本案は、国家公務員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、

在籍専従期間の上限を「5年」から「7年以下の範囲内で人事院規則で定める期間」に改めようとするものであります。

次に、その改正の主な理由を申し上げます。

第一の理由は、先の第三次行革審の答申は、内外情勢の激変に伴い、先進諸国へのキャッチアップを達成するために形作られてきた我が国の制度・慣行が今や抜本的変革を迫られており、行政を始め政治、企業等に21世紀を展望した変革を求めているが、公務員制度も例外ではなく、公務労働部門をめぐる状況の変化を踏まえながら、公務員制度全般について検討を進めることとしています。現行の在籍専従のあり方を規定している考え方は、昭和35年代の労働運動や労務管理に基づいたものであり、前回の在籍専従に係る法改正から既に25年が経過していることをかんがみれば見直す時期にきているものと考えます。

第二の理由は、在籍専従としての組合役員の任期に係るものであります。多くの場合、組合役員の任期は一期2年を原則としており、現在の上限5年では、二期4年で終了することとなり、引き続き就任する場合は離職を強いられることとなります。結局、培われた専門的知識や経験の蓄積が無駄になりますが、結果的に役員が交代せざるを得ません。この

ことは、労使全体の成熟化・安定化を阻害する要因ともなつております。

第三の理由は、同じ国家公務員である現業職員の労働組合に対する在籍専従期間との均衡であります。御承知のように、現業職員については、昭和63年の国営企業労働関係法の改正の際、附則において、国営企業の運営の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって国営企業の効率的な運営に資するためとの理由から、当分の間、「5年」を「7年以下の範囲内で労働協約の定める期間」とされたことあります。このように、現業職員

より厳しい労働基本権が制約されている非現業職員が、同じ公務員でありながら差があつてよいはずはないわけであります。

以上が、改正の主な理由であります。

今日の時代の公務における労働関係、労使関係のあり方を十分認識し、それに見合った近代的な労働組合運動の基盤を形成するためにも、在籍専従制度の見直しは不可欠のものと考えます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願ひいたします。

国家公務員法の一部を改正する法律案要綱

1 在籍専従期間の特例

国家公務員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、現行法上「5年」とされている、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を、党分の間、「7年以下の範囲内で人

事院規則で定める期間」とするものとすること。

2 施行期日

この法律は、平成〇年〇月〇日から施行するものとすること。

1996・9・24

地方公務員法の一部を改正する

法律案の提案理由説明

与党政策調整会議
三座長合意

ただいま議題となりました地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、〇〇〇〇等を代表し、提案の理由及び概要をご説明申し上げます。

地方公務員の在籍専従制度は、円滑な労働関係を維持する上で望ましいことから、国家公務員の場合と同様、IL087号条約の批准に伴い、昭和40年に制度化されたものであり

ます。これにより職員が在籍専従することのできる期間は、当初、職員としての在職期間を通じて「3年」に制限されておりましたが、昭和46年の第三次公務員制度審議会の答申に基づく法改正により、国家公務員、地方公務員とも、この期間が「5年」に延長されました。さらにその後、平成3年には、地方公営企業労働関係法の適用を受ける企業職員及び単純労務職員について、国営企業の職員に係る改正措置に準じ、当分の間、「7年以下の範囲内で労働協約の定める期間」に改正されたところであります。

このように、現行制度における国家公務員及び地方公務員の在籍専従期間については、企業職員等のいわゆる現業職員は「7年以内の範囲内で労働協約で定める期間」、企業職員等以外のいわゆる非現業職員は「5年」の上限が設けられており、現業職員と非現業職員とで取り扱いが異なっておりますが、そのうち非現業職員の「5年」については、公務員の組合活動の継続性を維持し、成熟した労働関係を形成する上で短かすぎること、また、現業職員との均衡を図る必要があること等の理由から、その期間についての改善が求められてきたところであります。

このたび、国家公務員については、労働関

係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的運営に資するため、非現業職員についても、在籍専従期間の上限を「7年以下の範囲内で人事院規則で定める期間」に改めようとする「国家公務員法の一部を改正する法律案」が提出される事になりましたので、地方公務員につきましても、同趣旨の改正を行う必要があり、このため、本改正案を提出することとした次第であります。

以上が本法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の概要につきましてご説明申し上げます。

本案は、職員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、職員が職員団体の役員としてもっぱら従事することができる期間の上限を「5年」から「7年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間」に改めようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要であります。

なにとぞ、慎重ご審議の上、速やかにご賛同をいただきますようお願いいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律案要綱

1 在籍専従期間の上限の延長

職員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を「5年」から「7年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員

会規則で定める期間」に延長することとす

2 施行期日

この法律は、○○から施行するものとす

大蔵省改革についての報告

金融行政をはじめとする大蔵省
改革プロジェクトチーム

1 経過と視点

(1) 作業の経過

住専問題などに対する国民の厳しい批判の中で、与党三党は大蔵省改革、とくに金融行政の抜本的な改革を押し進め、新しい金融システムの構築に取り組むことを合意した。その共同の決意のもとに、与党三党の幹事長・代表幹事・政調会長・政審会長の六者委員会の統括による本プロジェクトチームが2月16日に設置され、金融行政改革の具体案の策定と、金融行政以外の大蔵省改革にかかる論点整理をテーマとし、今日まで約7カ月にわたって真剣な議論をつづけて来た。

金融行政の見直しについては、去る6月13日の本プロジェクトチームの報告「新しい金融行政・金融政策の構築に向けて」において、改革の基本方針を提起した。また8月には座長から論点整理が示され、報告全体の集約した議論を行ったところである。

ここに6月の報告と8月の論点整理を踏まえ、金融行政機構のあり方と総合的な大蔵省改革の論点整理を取りまとめて報告とする。

(2) 改革の基本視点

住専問題等のような事件を絶対に起こさないための改革を行うと同時に、戦後50年にわたる行政システムの行き詰まりの現状を大胆に改革することが大きな課題となっ

ている。これを実行するためには政治がリーダーシップをとり、与党主導で強力に進めて行く必要がある。

大蔵省改革はその突破口として位置づけられるものであり、早急に金融行政機構の改革を進めるとともに、財政と金融の問題などその他の問題については、こうした行政改革の大きな流れの一環として検討を進めることが必要である。このような基本視点で作業を進めた。

2 金融機構の改革について

金融行政機構の改革については、金融関係行政機構の再編、金融の検査及び監督のありかたの見直し、日本銀行の独立性の強化の三点が中心課題である。

(1) 金融関係部局の再編・縮減

○金融行政において、護送船団方式と決別することから必然的に金融関係部局のスリム化が求められており、金融・資本市場のグローバリゼーションや金融技術革新の急速な進展、金融商品に対する国民のニーズの多様化を踏まえ、金融関係部局のあり方を見直す必要がある。

○現在の銀行局・証券局の二局体制では業界保護的な縦割り行政に傾きがちであり、その再編・縮減をはかることが必要である。

具体的には、これら二局を「金融局（仮称）」に統合することが適切である。

これにより、業態の枠を越えた規制緩和や国民のニーズをより反映した行政が期待される。またこのような改革を通じて金融ルールの明確化、積極的な情報公開、ディスクローズ指針の策定と強化などが求められる。

○国際金融局については、G7をはじめとする国際協調体制の確保、経済援助を含めたアジア諸国などとの経済関係に必要な役割を果たしており、当面はいまの体制を維持する。ただし現在担当している機能の一部は、これを「金融局（仮称）」に移管することを検討する。

今後、全体的な行政改革の中で、国際金融局の担当分野と外務省、通産省の同じ分野の業務を含めてそのあり方を総合的に検討すべきである。

(2) 金融の検査及び監督体制のあり方

金融の検査及び監督行政については、行政指導など従来の保護主義的で不透明な金融行政と決別し、ルールを重視した検査による事後のチェックへ転換しなければならない。そのためには検査及び監督機能と企画・立案などの行政機能との間に強い緊張関係をもった、独立性の高いものとしなければならない。

この強い緊張関係を確保するための対応策として、本プロジェクトチームにおいては、第1案=公正取引委員会のような国家行政組織法第3条委員会として独立した機構を設置する案、第2案=証券取引監視委員会のような8条委員会を設置する案、第3案=検察庁のような特別の機関を設置する案が挙げられた。

それらについて検討の結果、本プロジェクトチームは、第1案を基本にして、各国の機構も参考にしながら具体化することとする。その際、次のような要件を満たすことが必要であると考える。

- ① 人事のあり方を含め高い独立性を確保すること
- ② 迅速・的確で責任ある行政ができる体制であること
- ③ 厳正かつ客観的な経営実態の把握ができること
- ④ 専門的能力を有する人材が確保できること
- ⑤ 行政改革の大原則に即していること

(3) 日本銀行法の改正と独立性の強化

バブル、ポストバブルの時代を含めた経済運営についての深い反省を踏まえて、財政政策・金融政策の政策運営の独自性を尊重しつつ、日本銀行の独立性の強化をはかることが必要である。そのような視点から本プロジェクトチームは、日本銀行法の抜本的な改正に踏み切るべきことを提起し、6月の報告書で法改正の8つの視点を指摘した。

現行日銀法は、昭和17年に制定された戦時立法であるにもかかわらず、昭和24年に政策委員会の設置等についての改正が行われた後は、二度にわたって改正が検討されたものの実現には至らなかった。今回、本プロジェクトチームの報告を契機として日銀法の改正が具体化することは、わが国の金融史上大きな意義をもつと考える。

いま本プロジェクトチームの報告を受けて、総理の私的勉強会として「中央銀行研究会」が設置され、日銀法の抜本的な見直しについて検討が進められている。本プロジェクトチームとしては、今後の真剣な討議を通じて、日本銀行の独立性強化をはじめとした改革が早急に進行するよう努力して行く。

3 金融行政以外の大蔵省改革の論点 整理

プロジェクトチームを統括する六者委員会

は金融行政の改革と同時に、それ以外の大蔵省改革に関する論点を整理することを確認している。その論点は以下のような諸点があるが、これらの改革の具体化は大蔵省の改革の視点にとどまらず中央省庁の改革をはじめとする行政改革全体の中で検討し、積極的な対応措置が取られるべきであると考える。

(1) 財政と金融の分離

金融と財政の分離の問題は本プロジェクトチームで討議されたテーマの一つである。討議を通じて、バブル・ポストバブルの時代を真剣に総括し、金融と財政とがそれぞれの分野でもっている責任を鮮明にした改革を検討すべきであることが共通の認識であった。

バブル、ポストバブルの真剣な総括と今後のあるべき政策運営から言って、財政と金融を分離することを速やかに検討する。

(2) 予算編成のあり方

予算編成は基本的に内閣の責任であり、また予算は財政政策をもって編成されるべきものである。とくに財政構造改革が喫緊の課題であることを考え、どういう予算編成のあり方が必要かを検討する。

(3) 政府系金融機関のあり方と財投の改革

金融構造の急速な変化のなかで政府系金融機関のあり方について論議が広がっている。また財投についても転換期にあることが指摘され、その透明性、効率性の確保と運営の仕組みの大胆な改革を検討する。

(4) 天下りの抜本的正

大蔵省をはじめとする中央省庁等の天下りの問題については、公務員制度の全体的な見直しと併せて抜本的な改革を検討する。

(5) 歳入と歳出の分離

歳入と歳出とを分離するかどうかは、財政の基本にかかる問題であり、行政改革全体と併せて検討する。

(6) その他

他省庁支配と言われる問題など、他の問題について検討する。

4 終わりに

金融行政機構の改革については、大蔵省設置法などの諸法令の改正を決定し、所要の改正法案を次期通常国会に提出するよう準備する。われわれは政治主導、与党主導により、以上の大蔵省改革を強力に推進する。同時に、こうした改革に当たっては、大蔵省自身が国民の強い要求に応え、国家公務員としての責任に基づいて、自らを改革する姿勢を示すことが求められていることを指摘する。



土井党首の就任経過

市民との絆を今こそ！

土井たか子

日本の政治について真剣に考えて下さっている有権者の皆さん。

全国の社会民主党の旗をお掲げている敬愛する党員の皆さん。

私は村山さんとともに社会民主党の責任ある仕事をお引き受けするに当たり、しばしお思の時をもったことを、率直に告白しなければなりません。

私たちの党は、これまで何であったのか、これから何であらねばならないのか――。

戦後の歴史の中で、私たちの先輩たちは平和と人権を守ることに全力を挙げて参りました。戦後政治の基本的・普遍的理念である自由と民主主義も、この時代の大部分を牛耳ってきた保守政権が、ともすれば戦前回帰を志す傾向をもっていたために、社民党の前身である社会党が、その保証をしなければなりませんでした。すなわち、自由は恵まれた人々や企業の経済活動の自由にとどまらないこと、民主は多数者が少数者をないがしろにするという意味ではないことを、私たちの党は正当に主張しつづけたのです。しかし、他面私たちの先輩たちは、左翼の教条に頼ることが多すぎ、誤りも印しました。私たちはそれを反省することに躊躇してはなりません。村山内閣が政権を担当するに際して、教条主義へのこだわりを捨てたことは妥当であったといわなければなりませんが、それが旧社会党をそれまで支持してきた人々に納得していただける手続きを踏みえたかどうかは不十分でした。

私は社会民主党の責任ある仕事をお引き受けするに当たり、あえて申し上げねばならないことがあります。

私たちが守るべき価値は、すでに日本国憲法に明瞭であります。それは今日社会民主主義の潮流、とりわけ地球環境の将来を展望する視点を持ち得た「新しい社会民主主義」の思想に裏打ちされた、普通の人々のための政治を目指さねばならないということ、そのことであります。

私は、日本の政治が健全に推移するためには、健康な社会民主主義が機能していくことが何よりも大切だと考えます。同時に今、政治家の言葉が紙のように軽いといわれることに対して、責任ある言葉を回復しなければならないと考えます。その両者は、私たちの党が、女性、高齢者、子ども、障害者、働く人たち、少数者（マイノリティ）の人たちと、きずなを固く結び直すことによってのみ明るい展望を開きうると私は信じるのです。

ギリシャ神話のシジフォスは、大きな岩をてっぺんまで持ち上げながら、わずかな油断でもとの低いところにまで転げ落としてしまいました。社民党も今、こうした苦しみを味わっています。私がそれを再び頂上まで運び上げることはきっと不可能に近いかもしれません。しかし、歴史とは、こうした苦渋に満ちた嘗みを、次々に背負う人が現れることで継られていくものではないでしょうか。

社会民主党をこの半世紀支えて下さった皆さんに、あえて、今後の一層のご厚情を訴えること切なるものがあります。何卒、よろしくお願いしたいと存じます。

(1996年9月29日)

土井氏の党首

引き受けにあたって

村 山 富 市

すでに総選挙戦に突入した緊急事態のなか、私は土井さんへの党首就任要請に全力を尽くし衷心より話し合ってきました、その結果、二人が結束して党を代表し、二人三脚でこの選挙戦をたたかい抜き、日本の社会民主主義勢力の拡大と発展のために力を尽くすことを確認しました。

土井さんに党首を引き受けていただき、私が党の特別代表・総合選挙闘争本部長ということで、二人が協力してまいります。この厳しい状況のなかで土井さんのご決断に、心から敬意を表し感謝いたします。

わが党の50年の歴史を賭け、この総選挙のたたかいに全力をつくし、21世紀の早い時期に社会民主党主導の政権をつくるという新しい大きな目標に向け、展望を切り拓いてまいります。ここに全党の奮起を訴え、すべての国民の皆様に熱いご支援をいただけるよう心からお願ひいたします。

もう一度、ゼロから始める

「土井5項目」

- 1 国民の皆さんへの誠実さと、政治理念への情熱を取り戻す。
- 2 女性・高齢者・障害者・子ども・働く人たちとの固い絆を結び直す。
- 3 消費税は、白紙から議論し直す。
- 4 政党助成金の使途をガラス張りにし、企業・団体等の献金をただちに廃止する。
- 5 海外での武力行使はしない。基地は縮小する。



編 集 後 記

◆本稿を記している今、総選挙も終盤を迎えるようとしている。先月号の編集会議からの一ヶ月余、予想されたこととはいえ、社民党は時代の激流に揉まれてきた。鳩山=菅会談、民主党の結党準備会、社民党の9月13日幹事長会議での事実上の民主党合流方針、同18日幹事長会議の社民党独自の闇いへの方針転換と土井さんの再登板。この間に社民党の予定候補者は次々と民主党に移り、社民党の候補者数はその後の擁立者を含めても48人に止まった。◆この総選挙、小選挙区制と比例代表制を組み合わせた日本初の選挙制度で闘われている。リクルート疑獄への反省としての政治改革として自民党が小選挙区制を主張し、社会党が比例代表制を主張した結果の妥協の産物である。その法案は、細川連立政権の下で社会党議員を主管大臣として「小250：比250+企業献金の原則禁止」として提起された。しかし、少なくない社会党議員が反対にまわり否決。超党派協議の結果、「小300：比200+企業献金容認」となった。そして今、社民党は改めて選挙制度改革、企業献金即時

廃止をけんでいる。◆「消費税は白紙から議論し直す」。これが今次総選挙に臨む社民党のスタンス。政審会長の記者会見では「国民の納得+制度改正=+2%」。しかし「+2%」は村山政権の下で決定されたもの。「誤ちを改めるに……」という言葉もあるが、政権の決断は決して軽くなかつたはず。村山政権を支えるために必至に働いたスタッフの気持ちに思いを馳せる今日この頃である。◆候補者数が少ない選挙である以上、当選者数も少ないので道理。国会は議員数が全ての世界。会派に割り当てられる部屋数も大幅に減らざるを得ない。永年住み慣れた政策審議会室も空け渡すことならざるを得ず、選挙中というのに引っ越しに追われている。もっとも、社民党をめぐる環境の激変の中で、退職を決意した政審スタッフの数も多い。かく言う私も、この編集後記で仕事を終える。◆この選挙を契機に、新しい社民党がスタートすることを祈念したい。その意味を込めて、本号に選挙公約を全て収録した。このために発行日が遅れたことを深くお詫びする。（AM）

政策資料編集委員会

委員長 伊藤 茂
編集委員 田口健二 早川 勝
 細谷治通 山元 勉
 伊藤基隆 梶原敬義
 川橋幸子 川那辺 博
 石田好数 小川正浩
 長谷川崇之 伊藤安博
 西川 洋
 兼事務局長 浜谷 慎
 会計監査 輿石 東 三重野栄子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 450円
 送料 76円
 年間購読料 6000円（前納）
 郵便振替 東京00180
 4-80821
 又は
 大和銀行 衆議院支店
 普通 203888
 社会民主党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

November 1996

No. 362

<Foreword>

OIKAWA Kazuo

Vice-Chair of the Policy-Making Board

<Feature>

Policy Platform for the 1996 General Election

<Documents>

3-Party Agreement on Draft Law for NPO's

Interim Report on Reform of Ministry of Finance

政策資料 11月号

Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

編集人	政策資料編集委員会
発行人	社会民主党政策審議会
代表	浜谷 僕
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1	
衆議院第一議員会館	
電話 03(3581) 5111内線3880~4	
FAX 03(3502) 5857	

定価450円 (送料76円)